HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道屯田兵制側面觀
Author(s)	中島, 九郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 8, 1-29
Issue Date	1940-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10674
Type	bulletin (article)
Note	研究
File Information	8_p1-29.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究

北海道屯田兵制側面觀

中島九郎

本篇は舊臘雜誌「農政」から北海道屯田兵制に關し寄稿を依頼されて執筆、新年號に登載されたのを可なり敷衍したものである。本制度の表面よりは寧ろ裏面の隱れたる事實を探るのがこの小篇の主目的である。

北海道に於ける屯田兵制はその先驅的類型を繹ねる時は、遠く德川幕府の寛政或は安政年間の施設にまで溯り得るであらうけれども、今日普通の意味に於ける屯田兵制度は、明治に入り開拓使時代に至つて始めて出現したものである。本制度は從來は一部學界以外には餘り一般世間の注目を惹くことが多くなかつたのであるが、滿洲事變以來對滿移民の大國策との關聯に於て模範の意味よりして、急に華々しく舞臺に登場するに至つたことは周知の通りである。隨つて札幌近郊の琴似野幌兩兵村などへ遙々滿洲から訪ね來る人が近頃中々に多い。

私はこれまで本問題に關し特別に深く掘り下げた研究を試みた譯ではないが、私は元來札幌より程遠からぬ一兵村の出身で、四五歳の頃九州から渡道して以來高等小學校を了るまで十年の歳月をそこで平和に暮してゐたので、自然屯田兵村の實情や空氣に對しては乏しいながらも相當の理解を有する積りである。

× × ×

幕末となるや、東方政策より來る露西亞の南下と共に北海道の周邊は物情誠に騷然たるものがあり、北方の防備を全うして所謂北門の鎖鑰を固くするの必要が、次第に逼迫を告げて明治維新に及んだ。この時に當つて士族授産の意味も加はり兵農相兼ねるの仕組を以て、軍備の充實と土地の開拓とこの双方の目的をば同時に完遂せんとするの企が起つた。之れ即ち屯田兵制の生れた所以である。

北海道に於ける屯田兵制度の精神は、明治三年十一月開拓使から提出した屯田設置案にその源を發するものである。その案といふのは東京府下の士卒族百二十戸を札幌郡内に移住せしめ、常備兵一ケ中隊を編成せしめんとするにあつた。そして移住者には土地建物を與へ兵器を給し、又土地の墾闢に對しては反二兩宛の開墾料を支給し養蠶麻作を奬勵することを主眼とした。之れに對し東京府に於ては事業そのものには贊成は表するものゝ、移住希望者に對する一層の厚遇を要求して來たので、開拓使との間に議整はずして遂にこの計畫は畫餅に歸した。

かくする内に對露關係愈々惡化するに及び、後年西南の役の驍將として其の名も高き彼の桐野利秋が西郷隆盛の命に依て國防視察の爲め渡道した。西郷は其の復命に接して屯田兵制實施の一日も緩うすべからざるを覺つたが、併し西郷は征韓論沸騰の爲めに北門の問題に暫し眼を閉さゞるを得なかつた。けれども從來の本道自由移民の成績甚だ振はず、之に加ふるに北邊の警備は益々偷安を許さなくなつて來た。この時に際し開拓使松本判官の道破せる「適開拓使廢募移民、換之以屯田兵、檢束移民、以兵制之規、妄可莫逓亡之煩、以設屯田兵也」といふ言葉は、最も適切に屯田兵制の必要を表現したものである。即ち逃亡相繼ぐ自由移民の制度の失敗に鑑み、移民の上に保護と拘束とを加へ、土地の開墾營農に對しても軍的規律を適用し、同時に兵員をして國防の重責に任ぜしめんとするもので全く一石二鳥を狙つたものと謂ふべきであらう。

明治六年十一月黑田（清隆）開拓次官はこの屯田兵設置問題に關し上表を奉呈した。之に依る時は其の當時開

拓使は北海道と共に樺太――その頃は樺太も開拓使の支配に屬した――に對しても屯田の制を布かうとしたのであるが、本制度の目的とする所は兵農兩全にあつた。この上奏の根本は直ちに翌年嘉納せられて北海道に屯田兵を置くことゝなり、開拓使はこれが實施準備に着手した。そして最初の屯田兵入植地として上表に於て推薦されたる四ヶ所の內、小樽・函館の兩地は遂に除外され、殘りの札幌・室蘭には後に實現を見るに至つた。栃內元吉氏（當時屯田兵大尉で副官、後中佐に累進す、故栃內海軍大將の令兄で今年正に九十歲の高齡を以て健在）が明治十九年の秋屯田兵本部長永山少將に隨行して江差に到つた時の旅行日誌―視察報文―の中に

地勢既に如此し地味も亦た此如し且江差灣戶口稠密物貨輻輳函館に亞くを以て函館港に連絡を取る容易の地を査定し江差灣の警備を設くるは緊要なるに似たり因りて本地は殖民上より兵略上より考案を下すも樞要なる處の如し

とあるを見ても、當時この地方が屯田兵村候補地として有力筋に考へられてゐたことが判るであらう。又同日誌十月九日の條に岩內の近傍發足村に關し

發足村平野あり甚た曠濶草木繁茂地沃壤耕耘に適せり屯田兵配置の擧あらん事を冀望すと閣下（筆者曰く永山本部長を指す）乃ち明十日を以て該平原實視の約を締す

とあるが、翌十日のところに

乃ち屯田兵を此地に配置せは一は沿海の警備となり二は札幌の要塞となるへし然らは則ち發足村平原も亦た樞要の地たるに似たり

と述べて居る。併し以上江差・發足の兩地とも屯田設定地としての最後の詮衡には洩れたのであつた。

明治七年六月黑田開拓次官は陸軍中將を兼ね屯田憲兵事務總理を命ぜられ、玆に屯田兵統轄に關する最高人事が定まり、次で十月に開拓使屯田兵例則なるものが設けられ、屯田兵に關する編成給與の制が確立するに及び始めて屯田兵制度の出現を迎ふるに至つた。超えて翌八年三月には開拓使札幌本廳內に屯田事務局が設けられ着々準備が進捗した。上記の例則の緒言に

開拓ノ業漸ク緒ニ就キ、戸口從テ繁殖ス、之ヲ保護スルノ兵備ナカルベカラズ、故ニ今般政府ノ統裁ヲ經、往古兵ノ農ニ寓スルノ意ミ基キ、屯田ノ制ニ倣ヒ、新タニ人民ヲ召募シ、兵隊ニ編入シ、永世ソノ土地ヲ保護ナサシム。凡ソ其道ニ充ル者、專ラ力ヲ耕作ニ盡シ、有事ノ日ニ當テ其長官ノ指揮ヲ禀シ、兵役ニ從事スベシ。故ニ平日農隙ヲ以テ調練ヲ爲シ、極テ闕失ナキヲ要ス。

とある。而して例則に依つて屯田兵の編成を眺める時は兵員五名を以て一伍とし、六伍を以て一分隊、四分隊を以て一小隊、二小隊を以て一中隊、二中隊を以て一大隊、三大隊を以て一聯隊となし、分隊長の準少尉より聯隊長の準中佐に至る迄幾多の階級の準將校を屯田に配置することゝなつた。そして屯田兵に對しては嚴重なる練兵演習を課すると共に土地住屋を配當し、兵器を始め農具・家具等一切を給與し、且つ入隊の當初滿三年間米鹽を給し、其後に於ては農耕を以て自立するに至らしめ、以て兵農兩全の實を擧げしめやうと圖つたのである。明治八年一月舊舘縣及び宮城・青森・酒田の東北三縣の士族中、戊辰の役に從事した者の內から始めて屯田兵を募集することゝし、愈々五月青森縣より四十九戸、酒田縣より八戸、宮城縣より九十三戸、北海道の札幌・余市・福山・函館より四十八戸を募ることを得、合計百九十八戸九百六十五人を札幌郊外琴似村に移住せしめた。同月十七日に入地し、休養一週間の後直ちに開墾に着手した。是が即ち北海道に於ける屯田兵の濫觴であつて、實に今を去る六十五年前のことである。翌年更に宮城縣及岩手縣より合計三十五戸百六十五人が移住して來たが、內三十二戸は近隣の發寒村に、三戸は琴似村に加はり、其後分家する者琴似村に七戸を生じたが、以上を合算する時は二百四十戸となる。屯田兵第一大隊第一中隊として我國屯田兵の最古參者たるの名譽を荷ふものは實にこの二百四十名の新鋭の人々であつた。そしてこの二百四十といふ數は全く屯田兵例則に示す一個中隊の完全なる員數に當るものである。

明治九年五月には青森・秋田・鶴岡・宮城・岩手の東北五縣並に北海道有珠郡から二百七十五戸、千百七十四人を募つて、內二百四十戸をば山鼻（今は札幌市に含まる）に移し、殘り三十五戸は前述の如く發寒及び琴似に

容れた。この琴似・發寒と同數なる山鼻の二百四十戸を以て屯田兵第一大隊第二中隊を組織するものであつて、茲に明治八九兩年に跨り四百八十戸より成る第一大隊は美事に完成し、漸く北海道の首都札幌の防衛は、札幌の西方に控え札幌と小樽との間に立つて警備の重任に當る約五百の兵員に依つて始めて安泰なるを認め得られたのであつた。

米國の動物學者で東大に於てその頃動物學を擔當してゐたモールス氏（Edward S. Morse）は明治十一年本道に旅行したが、新撰北海道史によれば、その紀行の中に琴似屯田に關し「札幌へ二哩の場所には、西洋風に建てた大きな兵營があつた。窓と煙筒とのある一階建の家が幾軒か長く竝んでゐるのは、不思議な光景であつた。兵隊はこゝに一年中住んでゐるので、家族も連れて來てゐる」と述べて居る。簡單な記事ではあるが、屯田兵村が外見上當時如何に特異な存在であつたかは、この一外人の眼に映じた所からでも略ぼ窺はれるであらう。

× × ×

明治八九年札幌近郊に右の如く約五百戸の屯田兵村が始めて設置されたが、間もなく明治十年西南の役が始まるや、動員下令と共にこゝの屯田兵は準陸軍大佐堀基、同少佐永山武四郎（後の第七師團長中將男爵）等に率ゐられ、四月小樽を出港し肥後に上陸し、破竹の勢を以て各地に賊軍を破つた。戰終るや八月鹿兒島を引揚げ神戸、東京を經て九月札幌に凱旋した。今度の戰爭に於て屯田兵は武士の眞髓を發揮して能く肥薩の野に鬪ひ赫々たる武勳を樹てたのであるが、その結果遂に名譽の戰死及戰病死者十七名を生じた。琴似屯田の安孫子倫彦翁（現在退役歩兵中尉八十四歳）が數年前語られた中に

明治十年の二月二十二日朝例の如く辨當と伐木の道具とを背負ひ、各自分隊長宅前に集合し將に現場に出發せんとする際に、突然我々の耳朶を破つたのは軍曹伍長集まれの喇叭であつた。……直ちに農裝を軍服に着替へ、家族近隣に後事を託する暇もなく小樽港へと出發したのであつた。

とある。――最近私が翁より直接聞いたところでは兵村から一旦函館の警備に赴き、それより小樽に引返し同港より四月乘船した由――召集下令の瞬間感奮に滿ちた慌だしい光景が眼に見える樣だ。當時二十一歳の新兵安孫子氏の奮戰振りは、顱頂部に今尙ほ鮮かなる彈痕を殘してゐるのでも判るであらう。又「琴似兵村誌」の基本的原稿即ち編纂資料の中に左の如き記事がある。

當時新墾の方法は專ら唐鍬によりたるが爲めに勞力を要すること多く而も一面には兵事の敎練あり十年には西南戰役ありて力を農業に專らにするを得ざりしを以て開墾上の困難の甚だ大なりしは想像するに難からざる所なり隨て開拓使及週番幹部其督勵につとめ或は馬匹の飼育をすゝめて畜力の利用を計り、或は畜用農具の貸附又は月賦販賣の方法をとれる等各種の方法を講ぜるものありき

右の樣に第一次屯田たる琴似兵村の入植後程なく西南の役が起つて、農業に難澁を來したことは、丁度北滿永豐鎭の第一次拓務省武裝移民團所謂屯墾隊に於て、入地以來屢々匪賊に襲はれて若干の戰死者を出し、營農を妨げられたのと似た事情にあつた。又十年の役に於ける兵村勞力の不足を契機として、琴似屯田が畜力の利用と農具機械の普及を一層努むるに至つたことは注目すべき事柄であらう。左に揭ぐる明治十一年の春、堀大佐より中隊への達は上記最後の點に關係するものであるが、同時に今日は本道內に殆んどその影を見ざる耕牛を使用せしめんとする所が面白い。但し屯田兵の入植以前にも既に開拓使に依つて其の附近には多少牛耕が營まれてゐたのである。（又その後のことではあるが、明治十九年永山屯田兵本部長が道內巡視の折、一行は十勝の依田勉三氏の農場で耕牛による新墾犁の運轉を見たといふことである。）

第一中隊

給與地開墾未タ全カラズ然ルニ扶助滿期モ既ニ近キニアルヲ以テ尤開墾進歩ヲ要スルニヨリ依之其進歩ヲ助ケ且ツ本年ヲシテ墾成セシメンガ爲今般新墾器械三組再墾器械貳組耕牛拾六頭其中隊ニ貸渡候條各盡力勉勵シテ速ニ墾成致スベク候就テハ右小屋建設及飼料等ノ儀ハ其隊ニ於テ取謀不都合無之樣可致候此段相達候事

明治十一年四月四日

準陸軍大佐　堀　基

私が去る昭和十年の秋永豐鎭訪問の際も、その移民團に對する食費支給の期限將に切れやうとする時で、團長以下幹部達は向後の經營に就いて苦慮中であつたが、丁度屯田兵の扶助期間滿了の間際の情況と能く類似して居る。

上述の札幌の極く附近に設けられたる第一次の屯田兵村に引續き、明治十一年より始め十四・十七・十八・十九の五ケ年に跨り、札幌より數里を距て今は江別町と總稱せられ居る地方に第二次の屯田が設置された。之が即ち江別・野幌の兩兵村であつて、前者は二百二十戸、後者は二百二十五戸より成立つた。――多くの文獻に江別屯田を二百二十五戸、野幌屯田を二百二十戸としてあるが、それは逆の誤りである――。野幌兵村の古老吉原兵次郎氏の當時の追憶談中に

偖て落付く先は晝尙暗き原始林の中にある兵屋で、一年計りは月光を見ねば日光の直射も受けられず、隣家も背丈もある熊笹の爲に遮られて見えず、全く淋しいものであつた。時々熊が遠慮もなく人家の附近を徘徊した。犬も猫も鷄も居らず、烏も雀も來なかつた。每日聞くものは梟の聲ばかりであつた。

現今は敎育の普及で言語も共通するが、其頃は各縣の言葉が相互に解らず、特に婦人と來ては全く不可解で困つた。婦女子は望鄕の念にかられ每日爲すこともなく泣いて居つた。我等は練兵の餘暇に本部から貰つた大きな斧と鋸を持出して大木に向つたが、とても伐倒す勇氣がなく呆れる外なかつた。

とある。五十餘年前の新兵村を包む大自然の威容が、さながら眼に見えるやうで自ら頭が下る心地がする。

又前に續けていふならば、明治十九年には更に根室郡に東和田屯田（二百二十戸）が出來た。この歲の夏のこと井上（馨）外務、山縣（有朋）內務の兩大臣が北海道を巡察されたが、その時永山屯田兵本部長は岩村（通俊）北海道廳長官と共に各地を案內した。そして八月二十七日には一行は根室屯田の練兵場に至り屯田兵を閲兵した。如何に當時我國中央の要路者が本道東邊の防備に留意したかゞ之に依つても察せられるであらう。之より先き明治十五年に開拓使が廢止され三縣が置かれると共に屯田兵は陸軍省の所管に移つた。前の東和田屯田に次いで二

十年・二十一年にかけ、琴似屯田と接壤のところに新琴似屯田（二百二十戸）、又二十年・二十二年には室蘭郡に輪西屯田（二百二十戸）、二十一年・二十二年には前述の根室の東和田に隣りして西和田屯田（二百戸）、又二十二年には新琴似の隣りに篠路屯田（二百二十戸）が續々と設けられた。又二十二三年には石狩國空知郡内に南瀧川（二百二十二戸）、北瀧川（二百十八戸）の兩屯田、二十三年には釧路國厚岸郡に北太田（二百二十戸）、南太田（二百二十二戸）の兩屯田を置いた。

因に前記の兩大臣は根室から函館へ歸られたが、永山將軍の一行は根室よりの歸途、厚岸郡に入り屯田兵村の新設適地を物色した結果この太田村に決定したのであつた。但し村名はこの地方の篤農家舊土人太田紋助の姓を取つたものである。栃内元吉翁の視察日記の一節に、太田兵村の選定に關して次の如く述べられて居る。「地形地勢地味既に如此して且家屋材に富めり屯田兵を配置し此地を守る濱中釧路の如きは連絡を取る容易なるを以て別に守兵を置かざるも自然守備堅固緩急亦虞なかるへし殖民上より兵略上より之を論するも北海道東部の咽喉實に樞要の地となす」

亙いで明治二十四年には石狩國上川郡内に西永山（二百戸）、東永山（二百戸）の兩屯田、二十四・五・六・七年に亘り石狩國空知郡内に美唄（百六十戸）、高志内（百二十戸）、茶志内（百二十戸）の三屯田、二十五年には石狩國上川郡内に上東旭川（二百戸）、下東旭川（二百戸）の兩屯田、翌二十六年にはその隣りに東當麻・西當麻の兩屯田、二十七年には石狩國雨龍郡に南江部乙（二百戸）、北江部乙（二百戸）の兩屯田、二十八九年にはそれに近接して西秩父（二百戸）、東秩父（二百戸）、南一已（二百戸）、北一已（二百戸）、納内（二百戸）の五屯田、三十年及三十一年には北見國常呂郡内に上野付牛（百九十九戸）、中野付牛（百九十九戸）、下野付牛（二百戸）の三屯田、又同時期に同國紋別郡内に南湧別（二百戸）、北湧別（百九十九戸）の兩屯田、三十二年には天鹽國上川郡内に士別（九十九戸）、南劍淵（百六十九戸）、北劍淵（百六十八戸）の三屯田が設置された、この天鹽の上川郡内は

殆んど全く人跡未踏の地方であつた。而してこの明治三十二年を以て屯田の新設は全く終りを告げるに至つたのである。尙ほ湧別屯田に就いては、前掲柝内翁の旅行日誌の中に「然らは則ち北見屯田兵の配置は現在に將來に一大得策と謂ふも過言に非るに似たり」と述べて、屯田適地たることを兵村設定十餘年前に看破推賞して居る。

明治八年始めて琴似に屯田兵村が建設されて以來、明治三十二年に至る二十五ケ年の間に屯田兵を植うること以上六ケ國三十七ケ兵村、其の總戸數七千三百三十七戸約四萬人に達した。そして屯田兵の出身地を見ると、石川縣の約四百戸を以て第一とし、福岡・香川・山形・福島・宮城・山口・和歌山・鳥取諸縣は何れも約三百戸を以てこれに次ぎ、全國中僅か二三縣を除き他は何れの地方も額を出してゐる。次に屯田兵設置の過程を見るに、明治八九年に始まり十年の西南戰爭の際には一時止んだが、翌十一年には再興し爾來廢絶の年に至るまで、其間僅かに明治十二・十三・十五・十六の四ケ年を除いては一年として休むことなく、明治二十七八年日淸戰役の年ですら依然として入植が續けられて行つた。

× × ×

明治二十二年札幌農學校に修業年限一ケ年の兵學科別科なるものを設け、第一期には屯田兵曹長免官者及び教導團出身者を、第二期には豫備役の曹長及び一二等軍曹を入學せしめ、普通學及一般農學と共に軍事教育を授け屯田兵の現役及び豫備將校を養成することになつた。そして卒業生を出すこと明治二十三年及二十五年の兩年を通じ四十二人に上り、それ〴〵歸村して屯田の中堅をなすに至つた。第一期卒業生は見習士官として現役の資格を以て各中隊に配屬され、第二期生は卒業後豫備少尉となつたのであるが、第一期生の內には中佐まで進み、第七師團（旭川）の高級副官——少佐時代——から札幌聯隊區司令官を勤めた人もある、故大塚嘉輝氏はその人で教導團を經て兵學科別科を了へたのであつた。更に明治二十二年には、兵學科別科よりも一歩先きに兵學科なるものを札幌農學校に設け、農學科二年修了の志願者に二ケ年間軍事教育を施し、卒業の後屯田兵現役士官に採用

せんと企てたが、或事情の爲め卒業生を出さぬ内に廢され、在學生は再び農學科に編入された。その教官の中、柴勝三郎氏（當時屯田兵參謀大尉）の如きは其後陸軍省軍務局長を經て師團長に累進した。尙ほ上述の札幌農學校兵學科及び兵學科別科と無關係の屯田兵將校の中にも師團長となつた人は他にも二三存在する。

明治二十三年に至り兵制大改革を斷行した。即ち從來は屯田兵には存續期限の定めなく世襲の姿であつたのを廢し、又屯田兵條例を改正して兵員の服役年限を規定して現役三年、豫備役四年、後備役十三年計二十年とし（最初の零似屯田の如きは現役期間實に十七ヶ年の長きに及んだ）、同時に屯田兵司令官の權限を高めて師團長と同格にした。又屯田兵を步・騎・砲・工の各兵科に編成した。それと共に屯田兵土地給與規則を改正して、在來の給與地兵員一戶當り一萬坪をば一萬五千坪（下士官は二萬坪）に引上げ、又別に一戶一萬五千坪の割即ち各自の給與地と同面積の計算を以て公有財產の形で土地を各兵村に配當することゝなつた。北海道國有未開地處分の際の俗に一戶分と稱する五町步單位に各個の給與地面積を合致せしめたものだ。――後に述べる樣に公有財產を今日まで保有する舊兵村は極めて稀であるが、それと同樣に各自の給與地を賣買交換することなく、そのまゝ今に維持する舊屯田兵は現存者中にも極めて珍らしい。野幌兵村の如きに於ては全く指を屈するに過ぎぬ少數である。

更に又屯田兵の召募方法に大變更を施し、屯田兵志願者はその族籍の如何を問はざることにした、即ち士族に限らず、範圍を擴げて普く一般から募ることになつた。かくする內に明治二十九年北海道に第七師團は設置され徵兵令は執行され、又普通の補助及自由移民も續々本道の好景氣に誘はれて渡道し、又地方自治制の確立するに及び遂に屯田兵制は其の使命を完了して此上は存立の意義を薄らぐに至つたから、明治二十九年屯田兵司令部を廢し、三十三年以後は屯田兵の募集を止め、三十六年四月現役兵が全く其の跡を絕ち、翌三十七年屯田兵條例の廢止を見るに及んで本制度は此の世から失せて歷史的存在に移つたのである。明治二十九年に始めて徵兵令が北

海道では渡島・後志・膽振・石狩の先進四ケ國に施行されたが、次いで三十一年に爾餘の天鹽・北見・日高・十勝・釧路・根室・千島の七ケ國に施行されるに至つた。

次に屯田の分布狀態に就いて見れば、石狩國が斷然覇を唱へ總數三十七ケ兵村中二十四ケ兵村を占め、これに次ぐのは北見の五、天鹽の三、釧路・根室各二、膽振一の順序である。即ち屯田兵村の六七割は石狩國に集中するの勢である。此國は一般に地味氣候に惠まれ農耕に適し、且つ北海道本土の中央に位し、加ふるに首府札幌を包擁して居る爲め最も要害の地利を占め、隨つて警備と拓殖の双方より見て頗る重きを置かるべきことは固より當然と謂はねばならぬ。旭川に師團が置かれるに至つたのも軍事上宜なる哉である。其他北見・天鹽兩國を通じて明治三十年及三十一・二年の頃八ケ兵村を置かれたが、之は新興農業地方として大いに將來を囑目されたからであらう。唯膽振・釧路・根室の三ケ國に於て太平洋に面する室蘭・厚岸・根室三港を繞つて合計五個所に兵村が設けられたが、これは恐らく稼穡は第二義とし專ら兵備の點から考慮されたものと見ることが出來やう、これに就ては再び後で述べる積りである。

× × ×

次に考ふべきは本道屯田兵制の成績及び貢獻如何といふことであり、又最も世人の問はんとする所もこゝであらうが、私は未だこの問題に關し私の研究が不充分なことを殘念に思ふ。

先づ軍人としての屯田兵を見るに、兵役は現役及豫後備に分たれて居るが、就中現役時代の練兵や演習に至つては嚴重を極め軍規が頗る正しかつた。元來始めの程は屯田兵は武士上りで士族から成つてゐた關係もあり、一層能く軍人精神を體得して優れたる兵隊が養成されたのであつた。明治十九年七月永山屯田兵本部長一行が入地匆々の根室屯田兵を閲兵したが、それに就き隨行の栃内大尉は次の如く旅行日誌に賞めて居る。「本地屯田兵の教授は僅かに演習三週間に過きさるも技藝運動自つから觀るへきものあり且兵員の容貌動作兩なから賤しからす

他日訓練の後は北海の干城と稱するも蓋し其名に辱さるへし」前一言した樣に十年の役には、當時本道唯一の軍隊的存在であつた琴似・山鼻の屯田兵第一大隊は猛暑を冒して遠く九州の山野に偉勳を顯はし、更に明治二十七八年日清戰爭が勃發するや各地の兵村に動員令が下つた。

當時私共の住へる野幌兵村に例を取るならば、二十八年三月四日動員下令、百七十四名の豫備屯田兵は臨時第七師團第二大隊に編入、征淸第一軍に屬して上京し軍務に就き一意戰線出動を待ちわびたが、平和克復の爲め復員下令あり、五月下旬腕を撫して空しく東京を引揚げ歸北の途に就き、六月初旬後備役に編入し下旬原隊に歸還した。其當時居村少年の眼に映ぜる出征將校の凜々しき軍裝は今だに私の眼底に殘つて居る。出陣の行動は他の屯田に就いても同一であつた。翌二十九年五月勅令を以て一般屯田兵下士卒に賞を賜はるや、永山（武四郎）師團長は左の訓示をなした。

二十七八年の役屯田兵團は動員及出師を爲せしと雖ども征行の途中平和成るに際會して空しく歸北の命に接せしは固より國家の慶事に屬す然れども吾人軍人が有事の日君國の爲めに盡瘁せんと欲する赤誠は遂に之れを顯すこと能はざりき當時爾等の感覺は果して如何なりしぞ惟ふに實に無限の遺憾に勝へざる所なりしならん然るに出征の爲め爾等が稼穡の時に違せしやを軫念あらせられ歸北未だ數月ならずして爾等は普く特殊恩典を以て賜金を辱ふするに至れり是れ武四郎が感泣措く能はずして曩に爾等に訓示する所ありし所以なり然るに今や復た出師中に微功を錄せられ爰に再び賞典の恩賜を辱ふするに至る　聖恩の洪大優渥なる何んぞ感激するに勝へん又實に衷心忸怩たらざるを得んや朔風膚を裂く滿洲の曠野に奮戰し或は炎熱金を爍かす臺灣の平野に苦鬪し具さに辛慘を嘗め本分を盡したる軍人と雖ども其勳績技群なるに非らざるよりは其賞たる敢て爾等の恩賜に超ゆるものにあらず加之曩に特殊の恩典に浴せり是れ沈思默考せば爾等其れ何を以て此優賞過褒に奉答せんとするや惟ふに日夜戰々競々として報効の義を考察し必ずや平時に在りては武術を練り軍人精神を發揚し併せて開墾耕稼に力行し有事に臨んで優勝の武術卓絕の精神を以て大纛の前に斃れんことを期するなるべし是れ優渥なる　聖旨に奉答する唯一の要義なりとす此覺悟たる固より軍人の本分たるを以て今敢て喋々を俟たずと雖ども再次の恩命に接し轉々感激慚惶の至りに禁へず依て特に訓示す

亞いで明治三十七年二月征露の役始まるや、充員召集の令を受けて野幌屯田より出征せる者七十一名（約三戸に一人の割）――十年前の日清戰爭當時の動員に比べて出征員數はその約四割に當る――歩兵第二十六聯隊補充大隊に編入されて旅順及び奉天の大戰に挺身勇を奮ひ村岸（次郎）中尉以下總べて二十二名の名譽の戰死者（病死者を含む）を出した、激戰の程誠に察するに餘りがある。村岸中尉（野幌兵村出身で前記の札幌農學校兵學科別科卒業）は私共の札幌中學時代體操の教官であつたが、其他にも同村小學校で私を特に慈み下さつた二人の若き先生も、或は軍曹或は二等卒として華々しく陣歿された。爾餘の屯田に於ても恐らく同樣の奮戰振りであつたこと丶推量される。但し東旭川屯田よりの從軍者三百五十七名の內戰死者及戰病死者合せて三十六名なりしに比べると、野幌屯田は一層犧牲者が多かつた譯である。

右の如く凡て我が屯田兵は西南の役を始め日清日露の二大戰役に何れも出動し、拔群の軍功を收めて屯田兵制の一大目的たる國防軍備の點に至つては遺憾なく使命を達成したことは萬人の齊しく認めて景仰する所である。

屯田兵制度の最も發展せる明治三十二年に於けるその兵力は、歩兵六、一七五人、騎兵一七九人、砲兵一一六人、工兵一一八人であつた。

× × ×

次に武を離れて他の一半の目的たる開拓營農の點に至つては、三十七ケ屯田それ〴〵皆その特徵と成績とを異にし、前者の如く一率に論ずることは出來兼ねる。屯田兵村は多くは、一ケ中隊を以て個々の名稱を有する一兵村を組織せしめたもので（多くは二ケ中隊宛集團を作らせ行政上の一村を構成させた）、兵員各自は入植後暫時官給されたのであるが――即ち三ケ年の現役中は毎月米鹽の支給を受けた――この所謂扶助期間を終れば直ちに農耕の業を以て自立するの必要があつた。土地は宅地附近の最初の給與地と追給地とを合せて一萬五千坪（下士は二萬坪）を與へられたが、屯田によりその內譯に相違があつた。例へば釧路國太田兵村では兵屋周圍の給與地五

千坪、他に追給地一萬坪、石狩國東旭川兵村では前者四千五百坪後者一萬五百坪、野幌兵村では四千坪に一萬一千坪で何れも合計一萬五千坪即ち五町歩の土地が農業用として配當された。又住宅としては間口五間奥行三間半即ち十七坪半の建物が建て與へられたがこれは所謂兵屋である。上の給與地を今にそのまゝ保有する者は、琴似屯田では二百四十戸中二十戸以内、又野幌兵村では二百二十五戸の内全く指を屈するに過ぎぬ程の少數である。

「屯田兵及家族教令」の内に左の如き要目が存在する。

汝等ハ當初或ル年限ノ間扶助米鹽菜料ノ厚キ給與ヲ受クルト雖其給與ノ止ミタル後ハ拓地殖産ノ事業上ヨリ得ル收金ヲ以テ一家ノ生計ヲ立ツルモノナレハ若シ其事業ニシテ發達セサルトキハ一家ノ生計立タサルヘシ然レトモ縱令軍事上ノ技倆ハ如何程人ニ優レタリトモ護國ノ大任ヲ盡スコト能ハサルニ至ル可ケレハ能々此義ヲ相辨ヘ一家心ヲ協セテ農業ヲ勵マサル可ラス

兵員ハ戰時ハ勿論平時ト雖軍事上ノ任務ヲ帶フルヲ以テ農業ニノミ從事スルヲ得サレハ其家族タル者ハ兵員ノ力ヲ賴マス互ニ心ヲ勵ミ力ヲ協セテ開墾耕稼ノ事ニ從ヒ兵員ヲシテ只管兵役ノ任務ヲ盡サシムル樣ナササル可ラス

右を讀んでも如何に當局が屯田兵村に向つて農耕を奬勵し、殊に家族の精勵協力を訓諭せるかゞ窺はれるであらう。

中隊長以下兵村の幹部は軍務の傍ら熱心に農事を指導督勵した。併しながらもと〳〵屯田兵制には士族授産の意味が多分に含まれて居た關係上、初めの内は主として士族の間から屯田兵を募集したのであるから、自ら農業に經驗乏しく經營が甘く行かなかつた。吉原兵次郎氏の野幌兵村懷古談の中に「兵村の人々は何れも武藝は達者だが、稼穡の途は至つて疎とく、故に土地の新墾は中々捗どらぬ。時折巡回の士官に叱られると傳家の一刀を引拔いて、後ろ鉢卷切り聲で熊笹を薙ぎ拂つたと言ふ珍談もある。」と述べられて居るが、全くその通りであつたであらう。

又屯田兵は自然的條件が著しく異る本道に府縣（殊に南は九州の果てからも）から來て突然定着したこと故尙

更困難であつた。札幌附近の琴似・山鼻兩屯田の樣に既に多少とも周圍に耕地を有して居た所に入植した者は幾分かは違ふかも知れぬが、人里遠く離れた土地にポッチリ入り込んだ場合は、作物の種類品種等に就ては前例の倣ふべきものなく、全く自分の土地を自分の試驗畑とする覺悟がなければならなかつた。又未開の新地に開拓先驅者となつて、後に續く一般の移住農家に模範を示さうとするのが元來の目的であるから、凡ての屯田は羆熊と鬪ひ晝尙ほ暗き原始の密林を伐開してそこに適作物の種類を發見せねばならぬ。それに指導者たる中隊長その他の幹部も隊員も皆一樣に農業に素人であつて見れば、一時は相當不安なものであつたことゝ思はれる。

始めは麥・黍・蕎麥・粟・馬鈴薯・大豆・小豆等の日用作物を奬勵すると共に、養蠶や大麻や又は甜菜などを奬勵した。養蠶に就いては各戸に面積を割當てゝ强制的に桑を植えさせ養蠶の法を講習させ（私も小學校兒童の頃自宅で蠶を飼つた經驗がある）、又各兵村に養蠶室を造り與へた、初期の屯田琴似兵村の如きは、農事奬勵の中心は當初蠶業に置かれたるの觀があつた。

上下手稻村
琴似村
發寒村
各養蠶世話役

開拓使
勸業課

今般屯田兵ニ於テ野桑拾八萬本移植ノ爲其村內ヨリ掘採候段屯田局照會ニ付實地檢査ノ上村民不差支場所ニテ爲掘採候樣可取計此旨相達候事

明治十一年十一月一日

當時野桑の栽植が如何に琴似屯田で盛んであつたかゞ判らう。私共の野幌兵村にも昔宏壯なる養蠶室が小學校の隣りにあつた。——同兵村に於ては宅地の周圍は素より、他の場所に更に特別の桑園を設けて各戸二段歩宛に

桑苗の栽植を命ぜられた――其他大麻の栽培製線も同じく强制され、遙々栃木縣から講師を迎へたりなどした。（野幌兵村に於ては、初代の中隊長吉田（清憲）大尉に依て大麻作は大いに奬勵せられ、桑樹と同樣每戸二段歩を割當て兵村境の地に密集的に栽培を强制された。之が今日まで麻畑といふ地名となつて殘つて居るが、當時そこへ行く途中は椴松の大森林で屢々熊が出沒したといふことである。）

甜菜も强制的に栽培反別を割當てられた。――琴似屯田も同樣――斯樣に今日支那事變下の我が軍需作物に於けるが如き生產割當制が屯田時代には各種の作物に適用されたものだ。其他馬鈴薯は盛んに作られたもので、當時屯田薯と稱し淡紫色の外皮を有するものが一時流行したことを記憶する。更に琴似・山鼻屯田には果樹を奬勵されて一と頃中々盛んであつた、其後屯田としては瀧川兵村から遂には江部乙兵村のあたりに苹果栽培の中心が移つた、又野幌兵村に就いて見ても、開拓使時代より苹果などの栽培を始め、明治三十二三年の頃は最も隆盛を極めた。斯樣にして本道果樹の栽培に於ては屯田兵村に負ふ所が極めて多いといはれる。

× × ×

前述の膽振・釧路・根室の太平洋沿岸に設定の五ケ兵村（輪西・北太田・南太田・東和田・西和田）は、何れも殆んど農村として失敗に歸したのであるが、それは全く國防警備に重きを置いて、濃霧の襲來其他の自然關係により農耕に餘り適せぬ土地に屯田を設置し、而かもこの經濟的不利の點に對し何等當局は補償助成の法を講じなかつた結果、現役時代の手厚き給與期間を離れると忽ち村として行詰を生じた譯である。この點北滿の邦人移民團の場合にも或は參考となるであらう。明治二十九年より三十七年に至る間に、逃亡・失踪等のために給與地を沒收されたもの、兵村總體で百六十三件といはれるが其內上の五ケ兵村の占める處は百十三に上り實に全數の七割にも達する勢である。今參考の爲め釧路國太田屯田に於て豫備役滿期の明治三十年以後に離村せんとする者は、次の如き「土地家屋奉還居住營業自由願」なるものを陸軍大臣に提出した。

土地家屋奉還居住營業自由願

一　給　與　地　　萬　坪

内　譯

北海道厚岸郡太田村　番地

一　給　與　地　　五千坪

同　道同郡同村追給地第　號

一　給　與　地　　五千坪

同　道同郡同村追給地第　號

一　給　與　地　　五千坪

同　道同郡同村第　番地

一　兵　屋　　一　棟

右ハ私儀明治二十三年應募屯田兵トシテ當村太田村ニ移住御給與相成候者ニシテ爾來御成規ニ依リ服役在罷候處元來前記御給與ノ土地ハ募集ノ際官吏カ教示シタルモノト全ク相反シ地味氣候共ニ不良ニシテ耕稼ニ適セズ到底該地方ノ農事ハ以テ軍人ノ體面ヲ維持シ一家ヲ經營シ能ハザルハ勿論擧家餓死ヲ待タザルヲ得ザル次第茲ニ家族餓死ヲ待ツヲ忍ビズ候間例ニ戻リ素志ニ反シ遺憾銘膽ノ至リニ候得共前記御給與ノ土地家屋奉還ノ上居住營業ノ自由御許被下度尤モ兵役ニ關スル事項ハ御成規堅ク相守リ可申候ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ願意御許容ノ程奉懇願候也

北海道厚岸郡太田村住

後備役屯田兵　誰　　某　㊞

年　月　日

陸軍大臣　殿

右願書に依れば太田屯田に於ては當局の土地選定其當を誤り、農業を以てしては到底生計を維持し得ざる所以をば、兵員が痛烈極まる忌憚なき筆鋒を以て說明して、土地家屋を返上し轉業の自由許可を得んとする苦衷が窺はれるであらう。併しながら一般に兵村の配置に關しては、屯田當局として常に頗る愼重なる態度を以て之が選

定に從事したことは、明治十九年永山屯田兵本部長の道內巡視の際の情況に依つても明かである。此種の視察にはその地方住民の陳情請願が得て伴ひ易いものであるが、栃內翁の同年七月五日の旅行記の中の、天鹽國增毛附近の實地踏査の條下に「實に屯田兵配置すべき適應の地と謂ふも過言に非さるべし特り惜しむ面積稍狹隘なるを以て郡長の請求ありと雖とも配置する能はさるべし」とあるのを見れば、當局者が公平で而かも魏然たる態度を以て屯田適地の選定に當らうとする決心の程が判る。それでも矢張り太田村などの如く農地としては餘りに不適當な土地に屯田を設けたことは失敗の一つであらう。それかといつて、かゝる自然的條件の惡い土地に對し補助助成の手段を特別に考へなかつたから、兵村民は續々離村し去つたのである。

さりながら當初厚岸（太田村に近き古港）の住民が屯田設置を如何に熱望して當局を動かさうとしたかは次の同年八月四日の日誌により明かであらう。

午後一時三十分濱中に寄港其船僧に上陸す厚岸人民等擧て同地に屯田兵の配置を熱望し請願手續百方計畫の際閣下（筆者曰く永山本部長を指す）電報の故を以て海路歸任其路次濱中に寄港するを聞き倉皇總代人五名を撰擧し請願員とし九里餘の山道二時間を出てす長驅馳せ來り閣下北見國巡回の勞を慰問し傍ら厚岸の地に臨まれんことを請ふ委員熱望の情況言外に溢る厚岸郡役所は其郡書記小幡男態をして厚岸人民屯田兵設置請願書を携帶奉呈せしめ併せて閣下巡回の勞を慰問す

閣下は今回の歸任は兩大臣閣下本道巡回せらるゝを以て突然歸任する緊急の場合なれは厚岸に臨むに由なし本年再ひ巡回すべきを以て其期を待へき旨を說諭せられ委員等悄然命に服せり

永山屯田兵本部長は間もなく外務內務の兩大臣を案內して再び根室に來たが、本部長は根室屯田視察を了へてとする兩大臣を根室に見送つてから、前月の約を果すべく屯田適地選定の爲め陸路釧路國厚岸に向つた。このことは前にも一寸觸れたところであるが、同日誌九月二日及び三日の條に

地勢稍や小巒狀を呈し漸く進めは漸く高し遂にベカンベウシの山肩を踰へ南を指して下り山腰に至れは地稍や傾斜其度極めて緩く舊土人共同農場なり面積大約壹萬坪八九分は既に墾成し粟菽麥馬鈴薯等を播種し皆豐熟す一見地味の美なるを知る

厚岸舊土人太田紋助なるもの率先開發したるものなりと云ふ……明三日豫て郡長及ひ人民有志者より屯田兵配置請願ありしヤマコベツの地を實視するを以て先導者を傭入る

三日曇午前八時ヤマコベツに赴く郡書記小幡何某厚岸有志者三戸幾太郎外四名及ひ舊土人太田紋助先導す……人馬皆西岸ニシケルニツプに達す此地一農場あり場内墾成反別壹町餘地味頗る肥饒各種の耕產植物皆豐熟せり是舊土人太田紋助の農場なり既にして聞く所ヤマコベツの平地なるものに達す……此地や植物成育の盛なる實に驚くへし東はヤマコベツ川之を畫し西は釧路川に至り南は仙鳳趾の外海に盡く北は西別原野に接し是れ地形の大略なり地味の如きは渾て耨耕に適するは論を俟たすと雖其最好の地はヤマコベツ川に沿ひたる處とす……實に殖民適應の地なり（筆者曰く日誌のこの次ぎのところに、後で朱を以て消されては居るが原文には「且其地勢は東に外灣あり灣上群巒屏立充分風潮を防くに足り巒山密林内部を蔽ふ因りて幾多の船舶外灣に入るも容易に内部の狀況を窺ふ能はす……」と續けてある。）……

右の如き地味に加ふるに前にも一言した通り兵屋の建築用材にも豐富である。斯樣な適地に屯田兵村を設ける時は、釧路港の守備の點も全く心配は要らぬ。依つて此の地は植民上又兵略上本道に於ける頗る要害の地であると日誌は結んで居る。

この日、本部長一行が厚岸の客舍に歸つたのは實に晩の十時であつた。郡長等は永山將軍の歸りの遲いのを見て、或は途を迷つたんではないかと大いに心配し出し、方々に篝火を焚いて大騷を演じた程で非常に熱心な視察振りであつた。尤も其當時でも海霧の襲來を警戒したであらうことは、文中にも風潮云々とあるのからでも多少推察し得られるが、併し地方の先住篤農家太田舊土人の耕地の作物の出來榮を見、且つはこの太田の熱心なる案内と說明に動かされて、この屯田候補地一帶の自然的關係をも類推して適良の土地との判斷を下したものと見ることが出やう。殊に同地方一帶は五月下旬から八月下旬まで毎年海岸から濃霧がやつて來るが、九月三日の視察の際は曇り日とはいへ、丁度海霧の妨げも消え去つた頃と見え一層視察者の印象を良好に向はしめたことでもあらう。併し開拓と同時に防備上の見地に重きを置いたことは、厚岸釧路の守備のことを重要視したことでも判らう。

要するに地方民の屯田設置に對する熱意と、太田紋助の說明と、時恰も海霧の襲來のなかつたことゝが、候補

地に對する農耕適地としての判斷の上に聊か錯誤を來たさしめたのではあるまいかと思はれる。

以上は能く問題とされる太田屯田に就きその設定事情をば舊記を辿つて色々の角度から研究したものであるが、之れより再び屯田兵制の一般問題に移らう。偖屯田兵の自奮努力は當局の指導奬勵と相俟ち、次第に眞劍に農事に精勵熟練するの傾はあつたけれども、本來の農家出には聊か及び難いことは免れぬので、明治二十三年に至り遂に屯田兵の募集範圍を擴げて平民にも及ぼすことに定め翌年より實施した。これ要するに士族授産の必要薄らぐと同時に、他面精農者を屯田に迎へて土地開發の促進を圖らうとするものである。後より之を見れば屯田全村三十七個の內從來の士族兵村は十三個二千九百五戶で、平民兵村は二十四個四千四百三十二戶と概算される。

× × ×

永山屯田兵本部長（明治十八年屯田事務局を屯田兵本部と改稱するや、永山大佐は少將に陞つて本部長となつたが、後二十二年七月屯田兵條例の改正により屯田兵司令官となる）は明治二十年米・露・清の三國に移植民政策調査のため出張を命ぜられ、翌二十一年の春歸朝されたが、同年五月北海道廳長官兼務となり――同年六月始めて參謀の制を置く、初代の參謀は兒玉（德太郎）少佐で、同氏が後年威風堂々野幌兵村を巡視されたことは私の少年時代の記憶に存する――兵馬と民政の權を一手に掌握する樣になり、爾來長官を兼ねること明治二十四年六月にまで及んだが、このことは屯田兵制發展の上に强大なる拍車をかけることゝなつた。

明治二十四年、彼の永山將軍の姓を記念のため冠するに至つた東西兩永山兵村に於ける一大隊四百戶の移住を始め、その一二年後には近傍の東旭川及び當麻を合せて二大隊八百戶合計一千二百戶の大軍團を、今の旭川市を取卷く一圓の地に入植せしめ、（明治十八年、時の屯田兵本部長永山少將が石狩國上川郡內を巡視して將來有望の地たるべきことを看破しその旨上申して盛しに郡內に兵村を設置したのが、今日の隆々たる旭川を築き上げるに至つた起りである。）又引續き少しく離れて江部乙・秩父・一己の諸村に七ケ兵村一千四百戶、以上通計二千六

百戸をば、本道農業の中心石狩國の而かもその中央に陣取らせた。又北隣の天鹽國では石狩の北境に近い士別・劍淵の三兵村に四百三十六戸の者が屯田兵の殿として入植して來た。

以上凡てが明治二十四年より同三十二年に亘る九ケ年間に仕上つたのであるが、この僅か十年足らずの間に、三千餘戸の屯田兵が扶植された、即ち本道の屯田總戸數の約半分はこの年間に而かもこの地方で地盤を据えたのであつた。そしてそれが多くは鄕里に於て農耕に勵む平民階級から繰出されたのと、且つは明治二十九年旭川に於ける第七師團の設置を中心として、其前後數年に亘り其近榜一帶の景氣が著しく引立てるに乘じ、新鋭の屯田移民は耕作をドシ〳〵押し進めて行つた。そして此際特記すべきことは、其地方の天惠を利用して盛んに水田を造成擴張して開拓先驅者となり、遂に北海全道否我國に於ける一大米産地として發展せしむるに至つた事柄である。又屯田兵制の終末に近く明治三十年・三十一年に亘り北見の野付牛・湧別の五ケ兵村九百九十六戸即ち約一千戸の大量入植に依つてこゝに始めてその方面に薄荷作を勃興せしめ、遂に今日北見薄荷として世界に覇を唱ふるに至らしめた。

× × ×

併しながら氣候土質に惠まれざるところに於ては、前述の太平洋沿岸諸地方を除いても尙ほ發展し得なかつた兵村が幾つか存在したことは否み難い。明治十八九の兩年に移住した私共の野幌兵村も確かにその一例に擧げることが出來やう。同村は地理の便からいへば札幌を距る東方數里のところに位し、開村後程なく明治二十二年には停車場——初代の野幌驛長には同屯田の一下士が、兵村民に推されて就職したもので、當時鐵道は北海道炭礦鐵道會社の經營に屬した。尙ほ話は飛ぶが明治三十八年三等無集配郵便局が野幌に創立の際の局長も矢張り地元の兵員であつた——も出來て比較的便利な方ではあつたが、何せ自然的條件が不良の部に屬してゐたのと（縱令本來の地味は豐かでも掠奪農法を續けた結果、地力の枯渴を來したところもある）、その上給與地が遠く各地に散

在して經營上頗る不便であつたのとで、そこの屯田兵は農業經營者としては成績が芳しくなかつた。隨つて私共の分隊――嚴密な稱呼は屯田歩兵第二大隊第二中隊第一小隊第二分隊であるが總數十五戸より成る――十五戸の戸主（內には中隊での最年少者たる數へ年僅か十六歳で入隊した者が二人も居た、因に他の分隊では四十近くの老兵も混じ親子ほどの差があつたのも面白い）の例を取つて見ても、五人の現地死亡者、一人の殘留者（本年八十歳）を除き他の九人は何れも早くより兵村を飛び出したのであるが、（內一人は數十年の公吏及び實業生活の後再び同じ部落に戻つて來て、現在は野幌兵村產業組合長の職にある）その九人に就いて轉出先をたぐつて見ると、官公吏五名、實業四名で、道內の町村長となつた人が揃つて二人までも同一分隊から出たのも珍らしい。序に其子弟の內から札幌鐵道局管內の驛長になつたものが三四名――この分隊に限らず本兵村に於ては驛員となつたものゝ數が多い、又この中隊では郵便局に勤務の子弟も少くないが、琴似兵村でも同樣に官公吏の外、鐵道や郵便局に入つた者が多く存在する――大學を卒へた者も少くも二名はある。斯樣に私共の分隊では地元での死亡者を除き最後まで自ら農業を營んで身を立てた者は僅かに一人の外全くなく、他は何れも方向轉換を志し相前後して全部離村したのであるが、その後他の職業分野に於て相當に活動した人は少くない。但しこの分隊の戸主は異色ある人物揃ひであつたことは、夙に中隊中に鳴り響いて居たことは事實である。そして十五人の戸主の內五十五年後の今日此世に尙ほ生存してゐる者は前記八十歳一人と七十一歳二人計三人である。因に初代の屯田琴似兵村では、當初の二百四十人の兵員中、今日存命する者は八十四歳の同年の人二名に過ぎぬといふ。

扨我が分隊は石川・鳥取各四戸、佐賀三戸、熊本二戸、鹿兒島一戸より成り、その頃の屯田のことゝて凡て士族であり農業に不得手であつた。序でに野幌兵村全體二百二十五戸の內譯は、鳥取六十四戸、廣島三十七戸、鹿兒島三十戸、石川二十九戸、佐賀二十四戸、熊本二十一戸、山口二十戸であつて、廣島・山口の兩縣を除き他の五縣の出身者は全部私共の分隊にも配置されてゐた。初代の屯田琴似兵村では、會津は會津、仙臺は仙臺といつ

た具合に出身別に密集させたのであるが、その不利益を見て翌年入地の山鼻屯田では各縣相混じて地方的集團を作らしめなかつた。野幌もその通りである。

因みに平民を屯田兵召募者中に入れたる後の出身地別を調べる參考として東旭川屯田（上下）の例を擧れば、愛媛九十二戸、香川八十五戸、青森五十三戸、京都四十五戸、大分四十一戸、秋田二十八戸、富山二十七戸、滋賀十六戸、岐阜十一戸、埼玉一戸、鹿兒島一戸である。即ち四國・九州・關東・關西・近畿・北陸・東北の各地方を網羅し十一府縣即ち比較的農業の盛んなる地方から而かも平民の農家が主にやつて來て居る。これを前の野幌兵村に比べる時は農業成功上に或種の示唆が與へられるであらう。

曩に野幌を擧げたのは單なる而かも限られた地域の一例に過ぎなかつたのであるが、併し全道の屯田兵村を通覽しても、或は恐らく似た樣な現象を認め得られるかも知れぬ。彼の疲弊屯田太田村の如きも離村者の大半は官公吏志望者であつたといふ。併し野幌兵村は其後村民が村の振興に目覺めて養畜を奬勵し、今日は舊屯田兵村中嘗つて同じく衰微せる彼の太田村と相並んで酪農村として名を揚げつゝあるのも不思議な緣と謂はねばならぬ。私の少年時代明治二十四五年の頃野幌兵村の當局者が始あて飼牛奬勵を行つたところ、希望者が現はれて官から合計十頭の乳牛を拂下げ、生乳を村內に配達販賣したことがあるがその時は成功せず、數十年後の今日酪農村として其頃の理想が實現されるに至つたのは愉快である。

三十七ヶ所の舊屯田の內、今日山鼻は全部札幌市に編入され、琴似も多くは市街地、農事工業兩試驗場及工場敷地若くは住宅地と化して昔の姿を一變したが、其他の屯田は現在も或は普通畑又は稻作或は薄荷作又は酪農の方面に於て、住民は相當新陳代謝があつたにもせよ農業は生長發展を續けて居り、中には優良村として本道農業界に光を放つものも亦稀では無い。明治三十三年の調べによれば、屯田兵に分與された土地は三萬七千餘町歩、兵村公有財產として與へられたもの三萬七千町歩弱、各戸の成墾面積は合計二萬一千餘町歩、一戸平均三町歩足

らずであつた、但し成墾地積はその後相當に殖えた筈である。

右の公有財産の土地は他の兵村に於ては今日までに殆んど處分し盡されて居るが――但し江部乙屯田の如く村の基本財産に早くより移したものもあるが――*獨り舊野幌兵村のみは野幌兵村區有地の名稱を以て今日まで永く持ち耐へ、漸く一昨年より昨年にかけ四百四十餘町歩（四四三町五段七畝二七歩）の土地を約二十萬圓（二〇五、一七四圓）を以て賣却し（内二〇二、三〇〇圓即ち最大部分は自作農創設事業の爲めに提供し、殘り僅かは特賣に附した。この開放に依つて新たに自作者たるべき小作人は約百三十人に上る。）その收得金を以て部落内の小學校及神社の建築費や産業組合に寄附するなど種々の公益事業に向けることゝなつて居り、尚ほ殘金約十萬圓（九八、五七九圓）を積立金として保有し江別町長の管理に委ねられて居る。明治二十四五年の頃豫備役編入と同時に野幌兵村公有財産取扱委員會なるものが設置されたが、其後の兵村の空氣は公有財産の即時分割を主張する者多く、それが委員會に反映し、委員十六人の中、將來の爲めに公有財産を保持せんとして之が分割に反對せる思慮深き硬骨漢は僅かに二三人に過ぎず、明治三十年の頃は暴力騷ぎさへ演出せる險惡なる情勢を善導し今日に至らしめることを得たといふ苦心談を當時の委員の一人から最近聽いたのであつた。

但し同兵村に於ては明治二十年代に篠津にある石狩川沿岸の泥炭地の相當面積を賣拂つたことは（段一圓内外の價格で）あるが、その後公有財産には手を觸れることなく一昨昭和十三年にまで及んだことは特筆に値する。昔一千町歩以上あつた公有財産は今尚ほ四百町歩近く（三八八町五段三畝）を殘して居る。併し約七十町歩を除くの外は泥炭地で今のところ收益の見込は無いといはれる。因に琴似兵村に於ては、泥炭地及び山林より成る一千餘町歩の公有財産の内、今日まで殘存するのは約七町歩でこれは今小作に附せられて居る。

*江部乙屯田では、明治四十二年十月一日を以てその公有財産たる畑・山林・宅地・原野合計二千餘町歩（二、〇〇一町七反三〇三）其價額二十一萬餘圓（二一二、五七八圓）〔外に建物若干を含む〕を村有財産に寄附したのであるが、最近昭和十三年

度に於けるこの基本財産の總收入は十萬六千餘圓（一〇六、三二九圓）で、それより土功組合費・管理費・造成費等を差引く時は純收入は五萬六千餘圓（五六、一七二圓）となつて居る。即ち右純收入は同年の江部乙村歳出十二萬四千餘圓（一二四、八〇二圓）〔小學校建築その他の臨時費二萬八千圓を含む〕の四割五分に該當する。この江部乙屯田の舊公有財産より成る村の基本財産を以て將來全村經費を支辨し得る見込は、村費膨脹の趨勢より推して覺束ないとは村當局者の言葉である。

× × ×

屯田兵制度が我國に於ける耕地整理事業に先鞭を着けるに至つたといふことは誠に不思議な注目すべき事柄かと思はれる。即ち琴似屯田がその先驅者たることは「琴似兵村誌」の基礎的原稿の中に紹介されて居る。曰く

本村の農村として一段の進展を來たせるは兵村の豫備役に編入せられ農耕の業に專となるを得たりし以後のことにして殊に明治二十五年地區改正住宅移轉の議成れるにより一層農業の進歩を見るに至れり而してこの地區改正のことたる實に本邦に於ける耕地整理の先驅をなせるものなるが故に……

かくて明治二十四年林（昌介）中隊長が、兵員各戸の農耕地が方々に散在し、その上兵屋との距離が頗る隔つて居るのを見て農業上の不便甚だしきを察し、勇斷を以て地區改正住宅移轉の件を兵村會に提議したが、一部に強き反對論があつて屯田兵司令部の許可が出なかつた。翌年粟飯原大尉が代つて中隊長となるや、移轉は各自の自由に任せることゝして始めて當局の許可を得た。依つて全村を測量して土地の區劃分合を行ひ、新たに道路や排水溝を設け、翌二十六年から兵屋を各員の耕地内に移した、そしてそれに要した費用は、兵村共有の北海道製麻會社の株券の處分に依つて全部捻出したといふことである。原稿は更に續けて曰く「かくて地區改正住宅移轉の議成り茲に各所に散在せる耕地は一個所に取り纒められ多くの兵村民は住宅を其内に有するに至り頗る農耕の便益を得開墾事業頓に進捗せり然れどもこの議たるや村民の利害に影響せること頗る多かりしが爲めに人心の動搖を來たし村民一致の氣風に禍せるものなきにあらざりき」と、一旦密居制を當局が採用したものをば、中途にして俄かに居宅を散開し土地分合の大事業を決行したことゝて、耕地整理の利益を得ると同時に他方に於ては贊

否の兩論が對立し、兵村の平和を幾分紊すに至つたことは右に依つても知られるであらう。仙臺出身者は多く移轉に贊成したが、會津出身者は多く不贊成であつた。（こゝの會津人は一般に農業に拙く仙臺人は上手であつたといふ）又職業からいへば、商店や、麻網の製造や金貸を營む者又は營なまうとする者は密居制が便利なので、自然兵屋移轉に不贊成を唱へたらしい。又移轉論者は前述の如く農業經營そのものゝ便宜許りでなく、當時尙ほ開墾遲々たる未開の土地を、兵屋の周圍に日夕眺めてゐる時は、自ら之を早く開拓せんとする心が萠すに相違ないといふ論據を固守して移轉を主張したものである。之に對し移轉反對論者は、明治八年以來十七年間も居て、それでも尙ほ己れの給與地を未開のまゝ放擲してゐる樣な者を今更現地に轉したとて無効であらうとて反對した。結局二百四十戸中殘つたのは五十戸未滿で殘り二百戸近くは移轉したが、移つた結果は良好であつたとのことである。當時の殘留兵屋の一部は今尙ほ眺め得られ、間口十間奥行十五間の宅地より成る昔の密居制の姿を留めて居るのは珍らしい。

終りに屯田兵制と關聯して留意すべきは金蝕機關の出現である。これは即ち從來屯田兵司令部に於て保管中であつた屯田兵十三個中隊の積立金十三萬圓を利殖せんが爲めに、明治二十四年札幌に生れた所謂屯田銀行のことで創立後屯田兵司令官の監督を受けた。然るに之が後に他の銀行と合併し、今は北海道銀行と稱する一大普通銀行（資本金七百八十萬圓）として本店を小樽に、支店を札幌を始め道內各要地に置き盛んに營業を續けて居る。

× × ×

以上に於て私は北海道屯田兵制の起源沿革や成績に就き、而かも裏面の事情の研究に重きを置いて極く大體を述べた積りである。本制度は時の必要に迫られて誕生し生育し、果ては滅失するに至つたのであるが、その當初屯田兵は日夜偉大なる自然に接觸して精神を錬磨し、幾多生活上武術上の苦痛に遭遇して不撓不屈の心膽を養ひ又度々國運を賭する大戰に出征し生死の巷に奮戰して盡忠愛國の熱情を高めたことは全く著しいものがあつた。

この忠勇剛毅なる屯田魂が後進の土着道民を善導し、その文化に對し物心兩面より貢献した所蓋し些少ではあり得ない。

明治十四年　明治大帝北海道御巡幸の御砌には九月一日　畏くも山鼻屯田兵村に龍駕を枉げさせ給ひ、具さに兵員の稼穡に勵む姿を御馬車の中より覽はせられた。この無上の光榮の有樣は今は明治神宮外苑聖德記念繪畫館に北海道廳奉納、高村畫伯筆の壁畫となつて陳列されて居る、洵に難有極みと申さねばならぬ。私も一昨年この名畫を親しく觀覽するの機會を得たのである。又隣村の琴似屯田には同十四年能久親王殿下が兵屋を御巡覽あらせられた由承つて居る。

最後に對滿移民と北海道屯田兵制との比較につき一言しようならば、北滿の永豐鎭（今の彌榮村）や湖南營（千振村）に於ける拓務省の第一次及第二次移民の如きは、初め主として在鄕軍人の間から志望者を募り、匪害に備へつゝ土地の拓發に從事させたのは、北海道の屯田兵が入植の當時は凡て現役であつたのとは違ふとはいへ、其性質に於て相通ずる所がある。併し北滿に於ても時を經るに隨ひ軍人上りといふ條件を捨て去り、廣く一般から入植者を募集するに至つた點など、士族から平民へと移つた屯田の徑路に似た所があるのも面白い。

又今まで府縣に在て猫額大の農地を見慣れた新屯田兵が、昔廣大なる不慣な未開地を切り拓くのに、餘りに馬鹿丁寧に過ぎて開墾能率の進まなかつたことなど、今日の府縣移民の滿洲開拓の場合にも思ひ當る所があらう。又琴似兵村入植當初は共同伐木、共同開墾を行つたが、これも北滿移民の初期の場合と類似して居る。けれども琴似屯田に於て、共同作業は利己心の發動を妨げて、各兵員の努力奮勵の度は之に依つて減殺され、その上遠く西南の役に出征し武勳を輝かして意氣大いに揚り、且つ多數の者は生れて始めて帝都の地を踏んで三週間も華かなる文明の空氣に接觸したことゝて、半年の後荒寥落寞たる己れが兵村に凱旋してからは、暫らくの間は稼穡の業に對し熱心の氣分がその爲めも幾分加つて聊か薄らいだことかと思はれる。次に述ぶる屯田兵第一大隊第一中

隊長稅所大尉の達の中に人心弛緩の有樣が能く現はれて居る。

本年開墾着手順序ノ儀ハ豫テ衆議書ヲ以テ相達置候儀モ有之各其旨趣ヲ奉戴シ一際勉强可致筈之處過般麻苧播種濟己來一部ノ人氣緩弛之姿ニ相見且昨今ニ至リ追々暖暑ノ季節ニ移リ候處中ニハ出業中晝休等ニ托シ歸宅夫形碌々時日ヲ空スル者モ不少右者是迄再三嚴達候通リ既ニ扶助滿期モ遠キニ非ズ因テ自立安着ノ成否專ラ本年各自之勉勵ニ可有之ノ處其儀モ辨別不致右樣怠惰候ハ畢竟軍曹伍長ノ不注意ニ關シ候儀ニ付兼テ相定候通リ出業時間中猥リニ歸宅候者ハ吃度所分ニ及候條其意貫徹シ萬事本年ノ機會不失一層勉强忍耐不日竣功相立候樣注意可有之此段相達ナリ

明治十一年六月十三日　　大尉　稅所篤彦

次に軍律や開墾の上に當局の監督の嚴重なる點に至つては、昔の屯田は今日の滿洲集團移民の比では勿論あり得なかつたことは移民の性質上當然なことであらう。例へば初めの間は、屯田兵及びその家族に於て私用の爲め十里以外の地に旅行し又は一泊する時は小隊長の許可を、二泊以上の時は中隊長の許可を受けねばならず、又出稼は一切禁ぜられた。尙ほ分隊長は兵員許りでなく、家族の點檢をさへ行つて中隊長に之を報告し、或は一週一回各兵屋につき武器・農具・寢具から什器の末まで檢査したり、食事喇叭の鳴らぬ內は晝食も出來なかつたといふ樣なことがあつた。これは昔の時勢として止むなき拘束でもあつたであらうが、併しかゝる環境の裡に育つた屯田兵は、無數の尊き犧牲者を出したる彼の給與地內の密林の伐採事業などから得た大膽沈毅の性質と共に、一面に於ては規律細心や勤儉の念を高め得て、世に利益を與ふると共に自らも亦成功を博せる人も決して乏しくは無い。終りに北海道屯田兵制の當初の關係者は古きは既に八九十歲の高齡に達し、若くとも早や六十餘歲になつて居るので、該制度の活きたる研究を生きたる人に就いてなさうとする人々は此等の古老の凋落せざる內に指を染めねばならぬことを天下の識者に向つて注意を促したいと思ふ・（昭和一五・二・二九）

附記　拙稿起草に當り、新撰北海道史・栃内元吉氏報告北海道内視察旅行日誌（明治十九年）・上原轍三郎氏著北海道屯田兵制度・琴似兵村誌・琴似兵村誌編纂資料・野幌兵村史・市川忠次氏卒業論文（稿本、北海道帝大農學部へ提出）・吉原兵次郎氏懐古談・安孫子倫彦氏の札幌放送局放送等に負ふ所が多い。尚ほ第七師團助川靜二少將よりは同師團所藏の「屯田兵ニ關ルス參考」の借覽を許され、又山田勝伴氏よりは前掲の琴似兵村誌編纂資料を貸與せらる。其他空知郡江部乙村役場よりは、村の基本財産に關する調査を提供せらる。玆に諸彦に對し深厚の謝意を表する。